

行政事業レビューシート (国土交通省)

予算事業名	一般空港等整備事業(補助)	事業開始年度	昭和31年度	作成責任者																																		
担当部局庁	航空局 空港部	担当課室	計画課	課長 池上 正春																																		
会計区分	社会資本整備事業特別会計(空港整備勘定)	上位政策	航空交通ネットワークの強化																																			
根拠法令 (具体的な条項も記載)	空港法第4条、第5条	関係する計画、通知等	社会資本整備重点計画(平成21年3月31日閣議決定)																																			
事業の目的 (目指す姿を簡潔に。3行程度以内)	国際競争力を強化するための基盤であり、地域における広域的な交流の拠点である空港について、航空利用者の視点も踏まえつつ、その機能を確保・維持するとともに、航空における安全・安心を確保するための取組を着実に推進する。																																					
事業概要 (5行程度以内。別添可)	<p style="text-align: center;">空港整備事業費における国の負担率及び補助率</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>空港の分類</th> <th>施設</th> <th>一般</th> <th>北海道</th> <th>離島</th> <th>奄美</th> <th>沖縄</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">特定地方管理空港</td> <td>基本施設</td> <td>55%</td> <td>2/3</td> <td>80%</td> <td>-</td> <td>90%</td> </tr> <tr> <td>附帯施設</td> <td>55%以内</td> <td>2/3以内</td> <td>80%</td> <td>-</td> <td>90%</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">地方管理空港</td> <td>基本施設</td> <td>50%</td> <td>60%</td> <td>80%</td> <td>80%</td> <td>90%</td> </tr> <tr> <td>附帯施設</td> <td>50%以内</td> <td>60%以内</td> <td>80%</td> <td>80%</td> <td>90%</td> </tr> </tbody> </table> <p>・老朽化した空港施設の更新・改良を実施する。 ・既存ストックを活用した質的向上のための整備を実施する。 ・滑走路の移設・延長事業等を実施する。(運航制限の解消等、安全・安心の確保のための整備を実施する。)</p>					空港の分類	施設	一般	北海道	離島	奄美	沖縄	特定地方管理空港	基本施設	55%	2/3	80%	-	90%	附帯施設	55%以内	2/3以内	80%	-	90%	地方管理空港	基本施設	50%	60%	80%	80%	90%	附帯施設	50%以内	60%以内	80%	80%	90%
空港の分類	施設	一般	北海道	離島	奄美	沖縄																																
特定地方管理空港	基本施設	55%	2/3	80%	-	90%																																
	附帯施設	55%以内	2/3以内	80%	-	90%																																
地方管理空港	基本施設	50%	60%	80%	80%	90%																																
	附帯施設	50%以内	60%以内	80%	80%	90%																																
実施状況	項目	単位	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度要求																															
	滑走路延長等事業実施箇所数	空港	2	2	1	1	-																															
	空港施設の機能保持を行った箇所数(空港整備事業による整備箇所数)	空港	18	18	29	20	-																															
予算の状況 (単位:百万円)			19年度	20年度	21年度	22年度	23年度要求																															
	予算額(補正後)		13,730	12,661	11,148	5,032																																
	執行額		13,665	12,210	10,815																																	
	執行率		99.5%	96.4%	97.0%																																	
	総事業費(執行ベース)		22,493	18,920	15,789																																	
自己点検	支出先・使途の把握水準・状況	地方公共団体の管理する空港において、日常における航空機の安全且つ安定運航を確保するため、老朽化した空港施設の更新・改良等の事業を実施しているところであり、国はその必要性を精査したうえで費用の一部について、負担・補助を行っている。なお、事業の発注は各地方公共団体で実施しているが、執行状況については毎月提出される契約済報告書によりその状況を把握しており、補助金請求時においても、支払先や使途について確認を行っている。 また、事業完了後においては、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」に基づき、報告書等の書類審査及び現地確認を行っている。																																				
	見直しの余地	昨年度実施された「事業仕分け」において、一般空港については「予算要求の縮減(10%程度)」とされたことを受け、一般空港の整備については、老朽化した滑走路・エプロンの更新・改良、照明施設の整備等に対する補助について更新時期を精査のうえ可能なものは、次年度以降に事業を先送りすることにより、22年度予算は縮減を行ったところであるが、引き続き更新時期の更なる精査等効率的・効果的な予算の執行に向けた取り組みを検討する。																																				
予算監視の効率化																																						
補記	【予算科目】	(21年度予算額)	(21年度決算見込額)																																			
	・02 空港整備事業費																																					
	・43052-825-00 空港整備事業費補助	3,860百万円	3,583百万円																																			
	・43052-825-00 後進地域特例法適用団体補助率差額	94百万円	78百万円																																			
	・03 北海道空港整備事業費																																					
	・43052-825-00 空港整備事業費補助	748百万円	912百万円																																			
	・04 離島空港整備事業費																																					
	・43052-825-00 空港整備事業費補助	499百万円	372百万円																																			
	・05 沖縄空港整備事業費																																					
	・43052-825-00 空港整備事業費補助	5,947百万円	5,870百万円																																			
	※平成21年度事業仕分け評価結果「予算要求の縮減(10%程度)」(空港整備事業(一般空港のみ))																																					

国土交通省
10,815百万円

地方公共団体が管理する空港において実施される整備(更新・改良等)に対し、事業費の一部を負担・補助する。



【補助】

A.地方公共団体(19団体)
10,815百万円

地方公共団体が管理する空港の整備(更新・改良等)を実施する。

資金の流れ
(資金の受け取り先が何を行っているかについて補足する)
(単位:百万円)

費目・使途
 (「資金の流れ」
 においてブロックごとに最大の金額が支出されている者について記載する。使途と費目の双方で実情が分かるように記載)

A.沖縄県					
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
事業費	新石垣空港(滑走路移設延長)	5,553			
事業費	波照間空港(場周柵更新等)	112			
事業費	慶良間空港(場周柵更新等)	106			
事業費	宮古空港(照明施設更新)	72			
事業費	与那国空港(照明施設更新)	27			
計		5,870	計		0
A.代表例 (沖縄県 新石垣空港)					
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
事業費	用地造成工事	3,286			
事業費	照明施設工事	966			
事業費	滑走路等舗装工事	832			
事業費	用地買収費	246			
事業費	事務費	127			
事業費	現地調査費	96			
計		5,553	計		0
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
計		0	計		0
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
計		0	計		0

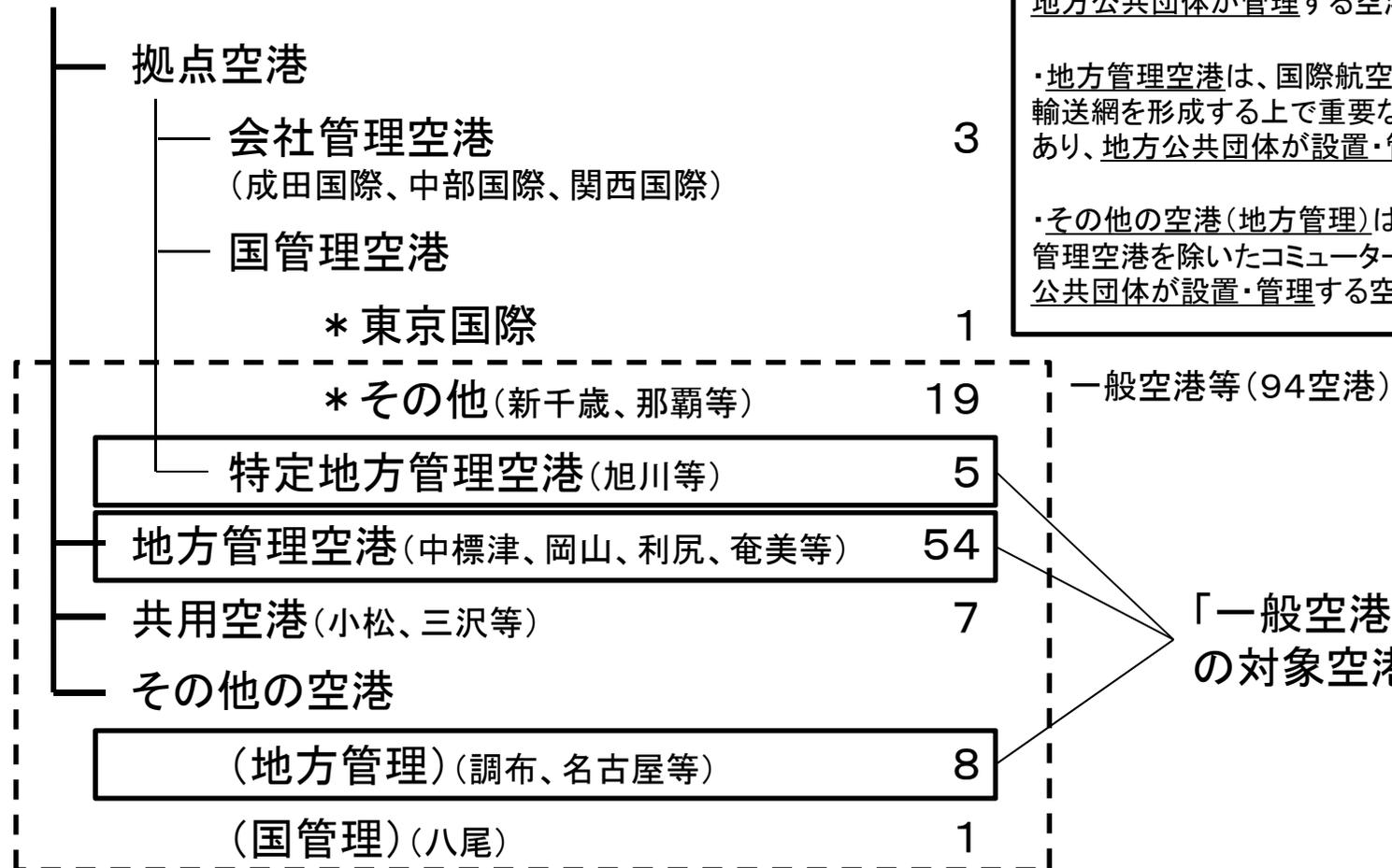
【別紙】

A.地方公共団体(19団体) 10,815百万円		
No.	支出先	金額 (百万円)
1	沖縄県	5,870
2	神戸市	2,615
3	北海道	848
4	鹿児島県	372
5	岡山県	312
6	山口県	284
7	愛知県	123
8	旭川市	62
9	鳥取県	51
10	長野県	43

一般空港等整備事業（補助）

一般空港等整備事業（補助）・・・地方公共団体が管理する空港の整備に対する補助

全98空港



・特定地方管理空港は、国際航空輸送網又は国内航空輸送網の拠点となる空港であり、国が設置し、地方公共団体が管理する空港。

・地方管理空港は、国際航空輸送網又は国内航空輸送網を形成する上で重要な役割を果たす空港であり、地方公共団体が設置・管理する空港。

・その他の空港(地方管理)は、拠点空港及び地方管理空港を除いた通勤・空港等であり、地方公共団体が設置・管理する空港。

「一般空港等整備事業(補助)」
の対象空港 (67空港)

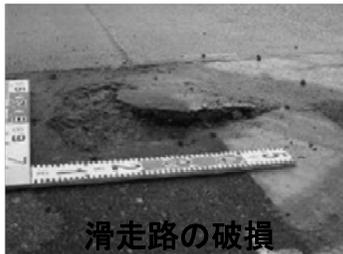
空港の種別

	空港会社管理	国管理	地方自治体管理
拠点空港(28) (国や空港会社等が管理する拠点空港)	成田、関空、中部	羽田、伊丹、新千歳、稚内、釧路、函館、仙台、新潟、広島、高松、松山、高知、福岡、北九州、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島、那覇	旭川、帯広、秋田、山形、山口宇部
地方管理空港(54) (地方自治体が管理する重要な空港)			中標津、紋別、女満別、青森、大館能代、花巻、庄内、福島、静岡、富山、能登、福井、松本、神戸、南紀白浜、鳥取、出雲、石見、岡山、佐賀
			<離島空港> 利尻、礼文、奥尻、大島、新島、神津島、三宅島、八丈島、佐渡、隠岐、対馬、小値賀、福江、上五島、壱岐、新種子島、屋久島、奄美、喜界、徳之島、沖永良部、与論、粟国、久米島、慶良間、南大東、北大東、伊江島、宮古、下地島、多良間、石垣、波照間、与那国
その他の空港(16) (自衛隊等との共用空港、コミューター空港等)		丘珠、千歳、百里、小松、美保、徳島、三沢、八尾	調布、名古屋、但馬、広島西、岡南、大分県央、枕崎、天草
合計 (98)	3	28	67

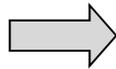
「一般空港等整備事業(補助)」の対象空港

【女満別、福島、岡山空港等】

基本施設



更新・改良



効果

航空機の安全な離着陸を確保する。

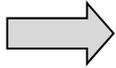


航空機がアスファルト片を吸い込む等の事故を防止する。

照明設備



更新・改良



航空機の安全な飛行を確保する。

効果

護岸の改良
【山口宇部、徳之島空港】



越波被害が低減され、航空機の定時運航を確保する。

バリアフリー化
（段差解消、ルーフ整備）
【福島、奄美空港等】



高齢者、障害者等、移動に制約のある方々にとってのバリアを軽減・解消する。

新石垣空港の整備
（滑走路2,000mの整備）
【新石垣空港】



重量制限などの運航制限が解消される。

今後の一般空港等の整備の方向性

一般空港の配置的な側面からの整備は概成
(2時間アクセス圏の人口が97%以上)

一般空港等整備の方向性 (社会資本整備重点計画における記載)

平成15年10月閣議決定

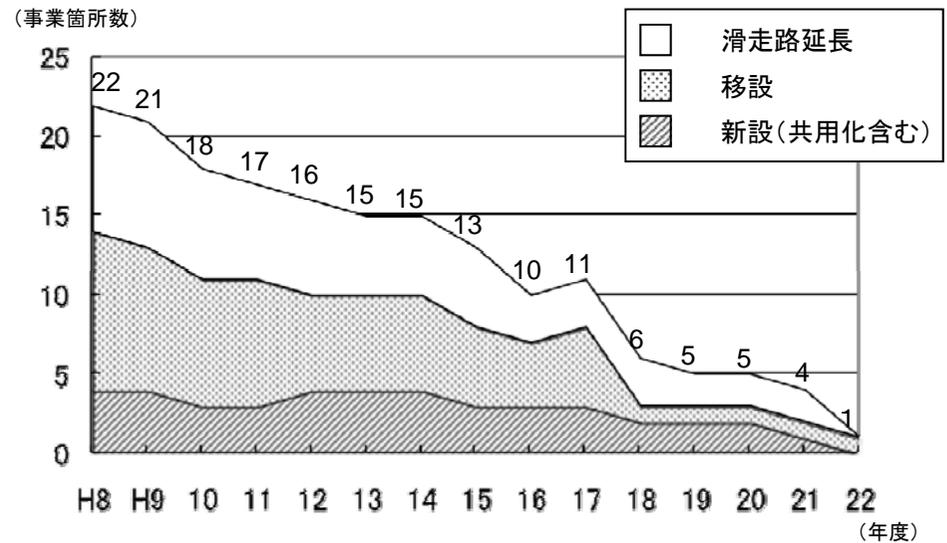
- 離島を除き、新設を抑制
- 従来の量的拡大から、ハード・ソフトの組合せや**既存空港の十分な活用**を中心とする質的充実に重点を移す。

平成21年3月閣議決定

- 離島を除き、新設を抑制
- 従来の量的拡大から、ハード・ソフトの組み合わせを十分に考え、就航率の改善や国際化対応の強化等その質的な充実に図るとともに、観光振興のためにもその利用を促進し、**既存ストックを最大限活用**。

空港施設の更新・改良および安全・安心のための施策を重点的に実施

一般空港の新設等事業箇所数の推移



一般空港関係整備費の大幅な縮減

H8
1,360億円



H22
413億円

論点等説明シート

事業名

一般空港等整備事業(補助)

担当部局庁

航空局

事業についての論点等

○23年度要求においては、22年度から先送りした事業を含めた要求の検討が必要な状況にあるが、限られた予算の中、投資の選択と集中を行う観点から、地方空港等の更新・改良事業においては、①空港の就航機材及び発着回数等の利用状況、②施設の損傷状況による安全運航に関する影響等を踏まえ、更新時期の更なる精査により、23年度に実施を予定している事業の一部先送り等による予算縮減の検討を行うべきではないか。

○限られた予算の中、各空港管理者(地方公共団体)がより主体的に実施することが適当と思われる事業について、補助事業の優先付けと補助対象事業の範囲の見直し等を検討すべきではないか。(例えば、歩道等のバリアフリー化事業等)

【参考】

・昨年度実施された「事業仕分け」において、一般空港については「予算要求の縮減(10%程度)」とされたことを受け、老朽化した滑走路・エプロンの更新・改良、照明施設の整備等に対する補助について、施設の現状等の精査を通じて一部事業を次年度以降に先送りすることにより、22年度予算の縮減を行ったところ。